

別表第1（第2条関係）

事故等に基づく基準表

指名停止事由	指名停止期間	運用基準	運用期間
(虚偽記載) 1 市が発注する工事等(以下「市発注工事等」という。)における入札(随意契約における見積合わせ及びプロポーザル方式による選定行為を含む。以下この項において同じ。)又は契約に関し、提出する書類(有資格業者の登録に関する申請書類、入札の参加に必要とされる資格や実績の審査に関する書類、入札に際して行われる各種調査に関する書類及び契約締結時又は締結後に提出する書類をいう。)に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定の日から 1か月以上 6か月以内	(1) 複数個所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。 ※ 要綱第4条第4項を適用する。	12か月
		(2) 入札又は契約の成否に直接関わるもの(有資格業者の登録に関する申請書類、入札の参加や契約に際して必要となる免許や許可等の保有資格、施工実績、技術者経歴等)に関する虚偽記載の事実が判明したとき。	6か月
		(3) 総合評価方式一般競争入札、低入札価格調査又はプロポーザル方式による選定行為において提出した書類に関し、虚偽記載の事実が判明したとき。	6か月
		(4) 入札又は契約の成否に直接関わらないもの(施工体制台帳、施工体系図等)に関する虚偽記載の事実が判明したとき。	3か月
		(5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、過失又は錯誤による虚偽記載の事実が判明した場合において、有資格業者又は受注者の責任を問うことが適当と認められるとき。 ※ (2)から(5)までに該当することが、有資格業者又は受注	1か月



		<p>基づく修補命令を受けた場合で、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。</p> <p>(5) しゅん工検査等で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか、監督員から文書による改善指示を受ける等、工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>※ (6)については、要綱第4条第3項を適用する。</p>	<p>1か月2週間</p> <p>2週間</p>
<p>3 県内において、国、地方公共団体及び公団・公社等の特殊法人などの公共機関が発注した工事等(前号に掲げる市発注工事等を除く。以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>1か月以上</p> <p>3か月以内</p>	<p>(1) 補修が不可能なとき(補修によっても初期の目的達成が出来ない場合)、又は粗雑工事等に起因し、公衆に重大な損害(死亡者の発生、広範な損害・影響等)を与えたとき。</p> <p>※ 要綱第4条第4項を適用する。</p> <p>(2) 粗雑工事等に起因し、公衆に損害を与えたとき。</p> <p>① 負傷程度Ⅱ</p> <p>② 負傷程度Ⅰ</p> <p>③ 物損程度Ⅱ</p> <p>④ 物損程度Ⅰ</p> <p>※ ①及び③については、要綱第4条第4項を適用する。</p> <p>(3) 会計検査院の検査若しくは監査員の検査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき、又は委託業務において成果品の契約不適合により工事の手直しが必</p>	<p>6か月</p> <p>4か月</p> <p>2か月</p> <p>4か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月2週間</p>

		<p>要となったとき。</p> <p>(4) しゅん工検査等で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けた場合で、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。</p> <p>(5) しゅん工検査等で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p> <p>※ (5)については、要綱第4条第3項を適用する。</p>	<p>1か月 2週間</p> <p>2週間</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 2週間以上 6か月以内</p>	<p>(1) 契約の全部を履行しなかったとき。ただし、受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。</p> <p>※ 要綱第4条第4項を適用する。</p> <p>(2) 契約の一部を履行しなかったとき。ただし、受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。</p> <p>(3) 定められた工期内又は納期限内に履行が完成しなかったとき。ただし、受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。</p>	<p>12か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p>

		<p>(4) 受注者が、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）未加入者と、正当な理由なく下請契約を締結したとき、又は監督員が指示した期間内に下請負人の社会保険等への加入が確認できないとき。</p> <p>(5) 契約書（約款、仕様書、設計図書等契約に際して取り交わす書類を含む。）に基づく報告や書類の提出を怠ったとき。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められたとき。</p>	<p>1 か月</p> <p>1 か月</p> <p>2 週間</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>認定の日から 2 週間以上 6 か月以内</p>	<p>(1) 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。</p> <p>① 死亡（複数）</p> <p>② 死亡（1 人）</p> <p>③ 負傷程度Ⅱ</p> <p>④ 負傷程度Ⅰ</p> <p>⑤ 物損程度Ⅱ</p> <p>⑥ 物損程度Ⅰ</p> <p>※ ①については、要綱第4条第4項を適用する。</p> <p>(2) 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>① 死亡（複数）</p> <p>② 死亡（1 人）</p> <p>③ 負傷程度Ⅱ</p> <p>④ 負傷程度Ⅰ</p> <p>⑤ 物損程度Ⅱ</p> <p>⑥ 物損程度Ⅰ</p>	<p>9 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>3 か月</p> <p>1 か月 2 週間</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月 2 週間</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月</p>

		(3) 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ ⑤ 物損程度Ⅱ ⑥ 物損程度Ⅰ	3か月 1か月2週間 1か月 3週間 1か月 2週間
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定の日から 2週間以上 3か月以内	(1) 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ ⑤ 物損程度Ⅱ ⑥ 物損程度Ⅰ ※ ①及び②については、要綱第4条第4項を適用する。 (2) 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ ⑤ 物損程度Ⅱ ⑥ 物損程度Ⅰ ※ ①については、要綱第4条第4項を適用する。 (3) 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ ⑤ 物損程度Ⅱ	6か月 4か月 2か月 1か月2週間 2か月 1か月  4か月 2か月 1か月2週間 1か月 1か月2週間 3週間  2か月 1か月 3週間 2週間 3週間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)			

<p>7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>認定の日から 2週間以上 4か月以内</p>	<p>(1) 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。</p> <p>① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ</p> <p>※ ①については、要綱第4条第4項を適用する。</p> <p>(2) 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ</p> <p>(3) 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p> <p>① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ</p>	<p>6か月 4か月 2か月 1か月2週間</p> <p>4か月 2か月 1か月2週間 1か月</p> <p>2か月 1か月 3週間 2週間</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 2週間以上 2か月以内</p>	<p>(1) 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。</p> <p>① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ</p> <p>※ ①及び②については、要綱第4条第4項を適用する。</p> <p>(2) 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ</p> <p>※ ①については、要綱第4条</p>	<p>4か月 3か月 1か月2週間 1か月</p> <p>3か月 1か月2週間 1か月 3週間</p>

		第4項を適用する。 (3) 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ	1か月2週間 1か月 2週間
--	--	--	----------------------

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく基準表

指名停止事由	指名停止期間	運用基準	運用期間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内	(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	24か月
		(2) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	21か月
		(3) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	18か月
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定の日から12か月以上24か月以内	(1) 市発注工事等において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとき。 ① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は	24か月

		有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。	
		② 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。	18 か月
		(2) 福島県内において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとき。	
		① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。	21 か月
		② 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。	15 か月
		(3) 福島県外において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとき。	
		① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。	18 か月
		② 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき（排除措置命令・課徴金	12 か月

		納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)	
3 業務に関し、独占禁止法第19条の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	認定の日から 2か月以上 6か月以内	(1) 市発注工事等において、独占禁止法第19条の規定に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。 (2) 福島県内において、独占禁止法第19条の規定に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。 (3) 福島県外において、独占禁止法第19条の規定に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。	6か月  3か月  2か月
(競売入札妨害又は談合) 4 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上 24か月以内	(1) 市発注工事等において、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競争等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 福島県内において有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競争等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容	24か月  21か月

		<p>疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 福島県外において有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競争等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	18 か月
<p>(建設業法違反)</p> <p>5 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が建設業法(昭和24年法律第100号)違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1 か月以上 12 か月以内</p>	<p>(1) 市発注工事等において、建設業法の規定に違反したとき。</p> <p>① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>② 監督官庁から、15 日以上の営業停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 監督官庁から、15 日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p>④ 監督官庁から指示処分を受けたとき。</p> <p>(2) 福島県内の工事等において、建設業法の規定に違反したとき。</p> <p>① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで</p>	<p>12 か月</p> <p>6 か月</p> <p>4 か月</p> <p>3 か月</p> <p>6 か月</p>

		公訴を提起されたとき。 ② 監督官庁から、15 日以上 の営業停止処分を受けた とき。 ③ 監督官庁から、15 日未満 の営業停止処分を受けた とき。 ④ 監督官庁から指示処分 を受けたとき。 (3) 福島県外の工事等におい て、建設業法の規定に違反し たとき。 ① 有資格業者である個人 若しくはその使用人また は有資格業者である法人 若しくはその法人の役員 若しくはその使用人が逮 捕され、又は逮捕を経ない で公訴を提起されたとき。 ② 建設業法に違反し、監督 官庁から営業停止処分を 受けたとき。	3 か月  2 か月  1 か月  3 か月  1 か月
(廃棄物処理法違反) 6 有資格業者である個人 若しくはその使用人又は 有資格業者である法人若 しくはその法人の役員若 しくは使用人が廃棄物の 処理及び清掃に関する法 律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」 という。）違反の容疑によ り逮捕され、若しくは逮捕 を経ないで公訴を提起さ れたとき、又は廃棄物処理 法の規定に違反し、工事等 の契約の相手方として不 適当であると認められる とき。	認定の日から 1 か月以上 12 か月以内	(1) 市発注工事等において、廃 棄物処理法の規定に違反し たとき。 ① 有資格業者である個人 若しくはその使用人又は 有資格業者である法人若 しくはその法人の役員若 しくは使用人が逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴 を提起されたとき。 ② 監督官庁から許可取消 の処分を受けたとき。ただ し、許可要件の喪失、不適 合等による場合を除く。 ③ 監督官庁から、90 日間の 事業停止命令の処分を受 けたとき。	12 か月  9 か月  6 か月

		<p>④ 監督官庁から、60 日間の事業停止命令の処分を受けたとき。 4 か月</p> <p>⑤ 改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。 3 か月</p> <p>(2) 福島県内において廃棄物処理法の規定に違反したとき。</p> <p>① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 6 か月</p> <p>② 監督官庁から許可取消の処分を受けたとき。ただし、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く。 4 か月</p> <p>③ 監督官庁から、90 日間の事業停止命令の処分を受けたとき。 3 か月</p> <p>④ 監督官庁から、60 日間の事業停止命令の処分を受けたとき。 2 か月</p> <p>⑤ 改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。 1 か月</p> <p>(3) 福島県外において、廃棄物処理法の規定に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 3 か月</p>	
(労働安全衛生法違反) 7 労働安全衛生法（昭和47 年法律第 57 号）第 100 条の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不	認定の日から 3 か月以上 12 か月以内	<p>(1) 市発注工事等において、労働安全衛生法第 100 条の規定に違反したとき。</p> <p>① 有資格業者である個人</p>	12 か月

<p>適当であると認められるとき。</p>		<p>若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>② 監督官庁から行政処分又は行政指導を受け、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(2) 福島県内において、労働安全衛生法第100条の規定に違反したとき。</p> <p>① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>② 監督官庁から行政処分又は行政指導を受け、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(3) 福島県外において、労働安全衛生法第100条の規定に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>6か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p>
<p>(職員に対する働きかけ行為)</p> <p>8 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若</p>	<p>認定の日から 5か月</p>	<p>市が行う工事の発注、物品の購入又は業務の委託に係る入札又は契約及びこれら</p>	<p>5か月</p>

<p>しくはその法人の役員若しくは使用人がいわき市職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への対応に関する要綱（平成 20 年 3 月 24 日制定）に規定する働きかけ行為を行い、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>		<p>に関連する事務に関し、働きかけ行為をしたとして、いわき市職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への対応に関する要綱第 11 条第 3 号の規定に基づく措置を講ずるものとされたとき。</p>	
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、不正若しくは不誠実な行為をし、又は代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、若しくは拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1 か月以上 12 か月以内</p>	<p>(1) 不正又は不誠実な行為をしたとき。</p> <p>① 市発注工事等において、落札が決定した後に契約を締結しなかったとき。ただし、受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。</p> <p>② 市発注工事等において、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>③ 市発注工事等において、監督又は検査の実施にあたり職員の職務を妨害したとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。</p> <p>④ 市発注工事等において、契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>⑤ 市発注工事等において、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽</p>	<p>12 か月</p> <p>12 か月</p> <p>12 か月</p> <p>12 か月</p> <p>12 か月</p>

		<p>の事実に基づき過大な額でおこなったとき。</p> <p>⑥ 市発注工事等における談合情報の確認又は低入札価格調査等に関し、事情聴取に応じない等の不誠実な行為があったとき。</p> <p>⑦ 業務に関し、法令等に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>⑧ 業務に関し、法令等に違反し、監督官庁から行政処分又は行政指導を受けたとき。</p> <p>⑨ ⑦又は⑧に掲げる場合のほか、業務に関し、市の条例（条例から委任されている場合を含む。）に違反があったと認められたとき。</p> <p>(2) (1)に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、若しくは拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>3 か月</p> <p>12 か月以内</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>12 か月以内</p>
--	--	---	---

※ なお、別表第1及び別表第2の運用基準に定めがない事案については、建設業者選定委員会の審議等を踏まえ、各措置要件に定める期間の範囲内において措置するものとする。